

地方創生を通じて、日本の未来社会を創造する首長連合
運営規約

(名称)

第1条 本会は、「地方創生を通じて、日本の未来社会を創造する首長連合」と称する。

(所在)

第2条 本会の所在は、会長の所属する市区町村とする。

(目的)

第3条 本会は、政府が掲げる地方創生政策および関連する施策に、全国の自治体及び企業が連携することにより、世界に向けた地域文化の発信や、地域の未来づくりを支援すること等を通じた日本全体の発展を担うことを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 政府が掲げる地方創生政策のビジョンに沿って、地域が持続的に発展するための活動全体の企画及び総合調整に関すること
- (2) 政府が実施する政策や地域活性化に係る情報共有に関すること
- (3) セミナー、ワークショップ等の開催に関すること
- (4) 行政、専門家、民間企業との連携に関すること
- (5) 会員同士のネットワーク構築に関すること
- (6) その他目的を達成するために必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、全国の市区町村の長で、本会の趣旨に賛同し、参加表明書を会長に提出した者とする。

2 会員は、正会員又は賛助会員とし、その役割は次のとおりとする。

- (1) 正会員 前条各号に掲げる活動の推進
- (2) 賛助会員 本会の情報共有

(負担金)

第6条 正会員は、次の各号に掲げる正会員が属する自治体の区分に応じ、当該各号に定める負担金を納入しなければならない。

- (1) 政令指定都市 年額50万円
- (2) 中核市及び特別区 年額30万円

(3) その他の市町村 年額10万円

2 年度途中で正会員となった場合でも、第6条第1項各号に定める負担金の全額を納入しなければならない。

3 正会員が年度の途中でその資格を失った場合であっても、当該年度の納入済負担金の返還は行わないものとする。

(会員の脱退)

第7条 正会員又は賛助会員は、会長に脱退届を提出することで本会を脱退することができる。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会長代行 1名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 監査役 若干名

2 前項に定める役員は、正会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第9条 会長は、本会を代表し、その活動を総括する。

2 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

3 副会長は、会長及び会長代行を補佐し、会長及び会長代行に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 監査役は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

(顧問)

第10条 本会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は会長が指名する。

3 顧問は会長の諮問を受けて本会の運営全般にわたり意見を具申することができる。

(総会)

第11条 本会の総会は、全ての会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催できるものとする。

2 総会は、会議の目的となる事項並びに日時及び場所（インターネットを介した会議

システム等を用いて会議を開催するときは、その開催方法)を会長が指定し、招集する。

3 総会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 活動計画の策定又は変更
- (3) 収支予算の策定
- (4) 収支決算の認定
- (5) その他本会の運営に関する重要事項

4 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 総会の議事については、議事録を作成するものとする。

6 総会について、会長が必要と認めるときは、書面により賛否を求め、その結果をもって議決に代えることができる。

(役員会)

第12条 本会の役員会は第8条に定める役員をもって構成し、必要に応じて開催するものとする。

2 役員会は、会議の目的となる事項並びに日時及び場所(インターネットを介した会議システム等を用いて会議を開催するときは、その開催方法)を会長が指定し、招集する。

3 役員会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項

4 役員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 役員会の議事については、議事録を作成するものとする。

6 役員会について、会長が必要と認めるときは、書面により賛否を求め、その結果をもって議決に代えることができる。

(活動計画等)

第13条 会長は、毎年度の活動計画書及び収支予算書を作成し、総会の承認を得なければならない。

2 会長は、毎年度の終了後に活動報告書及び収支決算書を作成し、監査役の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

3 本会の活動に要する経費は、第6条に定める負担金及びその他の収入から支弁する。

(部会)

第14条 会長は、活動内容に応じ部会を設置することができる。

2 部会は、正会員により構成するものとする。

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、次に掲げる事務を行う。

(1) 本会の目的達成に必要な事業実施に係る事務

(2) 契約事務

(3) 会計事務

(4) その他会長が必要と認める事務

3 事務局に所要の職員を置く。

(会計事務の委託)

第16条 事務局は、前条第2項第3号に定める会計事務を委託することができる。

(残余財産)

第17条 本会の解散に伴う残余財産は、役員会の議決を経て処理方法を決定し、総会の承認を得るものとする。

(その他)

第18条 この規約に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成27年6月10日から施行する。

2 第5条及び第7条第1項第4号の規定は、平成28年度から施行する。

附 則

1 この規約は、平成28年6月8日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和2年11月27日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和3年11月8日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和7年11月10日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和8年1月28日から施行する。